

別紙2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 岡谷市(以下「発注者」という。)から事務処理の委託を受けた者(以下「受注者」という。)は、この契約による事務(以下「契約事務」という。)を処理するに当たり、個人情報を取り扱うに際しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)を十分に認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、契約事務の処理に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、契約事務に従事する者を事務処理に必要な範囲に限定し、その者の在職中のみならず、退職後においても、契約事務に係る個人情報の秘密の保持について必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(適切な管理)

第3条 受注者は、契約事務に係る個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、発注者が求めたときは、契約事務に係る個人情報の安全な管理及び処理に関して受注者が実施する具体的な措置を明らかにしなければならない。

(目的外利用又は第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、契約事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、契約事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、契約事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7条 受注者は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、発注者に報告し、その指示に従わなくてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(報告及び立入調査)

第8条 発注者は、受注者に対し、必要に応じて報告を求め、又は契約事務に係る個人情報の適正な管理に客観的事由により疑義が生じた場合は、必要な限度において、事前にこれを提示

の上、担当職員による立入調査をすることができる。

(個人情報の返還又は廃棄等)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、契約事務に係る個人情報を、遅滞なく発注者に返還し、又は発注者の承諾を得た上で確実な方法により廃棄若しくは消去をしなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの特記事項に違反したときは、契約を解除するものとする。

2 受注者は、前項の規定により契約が解除されたときは、発注者に対し、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか契約事務に係る個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。